

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票

法人名	大阪信用保証協会					
法人所管課	商工労働部中小企業支援室金融課					
設立年月日	昭和23年10月26日					
役員数	常勤	6名	うち府派遣	1名	うち府退職者	1名
			その他(前府保証協会検査室長兼ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ室長他)		4名	
	非常勤	16名	うち府派遣	1名	うち府退職者	2名
職員数(常勤)	459名(定年再雇用者等含む)		うち府派遣	0名	うち府退職者	0名
主な事業概要	大阪府内の中小企業者等に対する信用保証業務					
対象役員	理事長(常勤)					
理事会・取締役会の開催状況	H25年度実績	理事会3回	うち臨時的に開催したもの		1回	
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	有 or 無					
(有の場合)	機関(会議)名		構成員		開催頻度	
	常任理事会		常勤役員		毎週1回	

【前回見直し時における法人の課題等】

・平成20年度(前年度決算)で3年連続の収支黒字を達成したものの、景気の悪化に伴う代位弁済の増加や、緊急保証制度の実施(H20年10月～)により保証債務残高が大きく伸長し、責任準備金の繰入が増えたことなどにより、前年度比の黒字幅が約60%減少した。また、国において、平成21年10月から保険収支悪化に伴う保険料率の引き上げが行われるとともに、リーマンショック後の景気後退の状況から更なる代位弁済の増加が懸念されるなど、引き続き、経営基盤の強化に取り組む必要がある。

・緊急保証制度の実施により保証申込件数が大幅に増加し、金融セーフティネットの役割を果たすべく総力をあげて取り組んだものの、審査処理日数は大幅に伸びる結果となったことから、金融円滑化及び顧客サービス向上の観点から迅速な処理に努める必要がある。

【前回見直し時の対象役員の職務】

協会を代表し、協会の業務を総理(協会の経営計画策定とその遂行の責任者)

・定期的に役員・部支店長会議を開催するなど、常に経営及び業務全体の状況を把握し、協会運営の円滑化に向けて必要な判断や指示を行う。

・協会を代表して、国、金融機関、大阪府等関係機関との折衝・調整を行う。

・全国信用保証協会連合会理事として、また、近畿ブロック保証協会の取りまとめ役となって、信用補完制度の維持存続のため、国等と折衝・調整を行う。

【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】

・緊急保証制度終了後(H23.3月末)においても、東日本大震災復興緊急保証(H23.5月～)の取扱いをはじめ、責任共有制度の担い手である金融機関との連携強化、金融円滑化法の趣旨を踏まえた条件変更への対応、商工会議所等の支援機関と連携や組織の見直しによる期中支援の充実など、中小企業金融の円滑化と経営の安定化に向けた各種の取組みにより、一定の保証規模を維持するとともに、7年連続の収支黒字を達成し、過去に取り崩した基本財産を復元中である。引き続き、府内中小企業者の保証需要に応えるという保証協会最大の責務を果たすべく、財務基盤の強化・経営の安定化に取り組んでいるところである。

・審査処理日数については、組織の見直しやノウハウの蓄積などによって年々改善が図られており、現在では、緊急保証制度の実施前よりも短縮されている。

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- ・100%保証の緊急保証制度が終了し、東日本大震災復興特別保証制度の利用も僅少となる中、責任共有制度下での保証債務残高の減少（保証料収入の減少）が懸念される。
- ・近時の景気動向は上向きであるものの、自律的な景気回復は海外経済との関係等を含め依然不透明である。また、金融円滑化法が終了し1年が経過し、企業の倒産動向も減少しているが、依然として代位弁済の増加が懸念される。

【上記課題に対する対応方針等】

- ・経営の安定化に向けて、引き続き、責任共有制度の担い手である金融機関や商工会議所等の地域の支援機関との連携強化に努め、適正保証を推進していくとともに、保証債務の劣化防止と代位弁済抑制の観点から期中支援の充実、さらに代位弁済に係る回収強化の取組みを進める。また、大阪市信用保証協会と合併し、創業支援の充実を図ることから、商工会議所・大阪産業創造館等と連携した創業支援セミナー等を行うなど関係支援機関との連携強化を進める。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- ・前回と同様。
- ・府市信用保証協会の合併後の円滑な業務運営に関すること。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

- ・府は保証協会の基本財産の約30%（約345億円）を出捐しているとともに、府の中小企業施策の根幹をなす制度運営にあたり損失補償金（H25年度・約53億円）を拠出するなど財政的・政策的にも関わりが極めて深い。
- ・府内中小企業者への円滑な資金供給を実現するためには、府と保証協会が緊密なコミュニケーションをとりながら、両者が良好な協調関係を維持し、一体となって地域金融政策を推進していくことが必要不可欠であり、地域特性や府の政策的意図を十分に理解した上で、制度融資の創設・運営、企業個々の事情や特性に応じた弾力的な審査を実行することが希求されることから、府政経験者が協会の理事に就任する意義は極めて大きい。
- ・また、保証協会は、申込企業や取扱金融機関を通じて利用企業の財務状況等企業情報を入手し管理しているが、特定金融機関出身者が常勤役員となった場合、利用者や金融機関から見て情報管理の公平性・信頼性に疑念を持たれる可能性がありコンプライアンス上問題が生じる恐れがある。
- ・こうしたことから、現在は『理事長ポスト』を府の関係者が就任するポストとして位置づけているところである。
- ・一方、国においては、「信用保証協会役員の選任等について（平成25年6月7日付中小企業庁長官）」や「信用保証協会向けの総合的な監督指針の一部改正案（平成26年7月7日付け金融庁及び中小企業庁連名）」等により、協会役員の任命は地方公共団体の長によって行われるが、全国的に同協会の業務運営に係る最高責任者の会長・理事長の多くが地方公共団体から就任しているため、任命権者と任命を受けた者の出身母体が同じであることによる批判を受けまいよう、特に会長・理事長に地方公共団体関係者を選任する際は、原則、公募等透明性の高いプロセスを経て任命された理事から選任することが明記される予定である。
- ・府としては、国の方針を踏まえ、府関係者以外の者にも門戸を開き、第三者の目が入った選考プロセスを経るため、公募により「理事長候補者」を選定することとした。
- ・「理事長候補」の公募実施により、府関係者の就任ポストを見直すこととなるが、合併後においても、府からの多額の損失補償等を有する状況下においては、引き続き、常勤役員への府関係者の就任が必要である。